

令和4年7月20日

四国運輸局総務部、海事振興部、海上安全環境部

内航海運事業者向けのオンライン相談がスタートします！

四国運輸局におきましては、各種相談への柔軟な対応を促進するため、内航海運事業者向けのオンライン相談を開始することといたしました。

本取組みでは、本局職員がタブレット端末等でのビデオ通話により各種相談対応をいたします。課を跨ぐ内容や複数人での対応が必要な時でも、自社から対面での相談が可能となり、特に「遠方に所在している方」「会社から相談したい方」に おすすめをしております。

事業者の皆様への負担軽減に繋がることが期待されますので、積極的にご活用ください。

1. 開始日

令和4年7月22日

2. 実施対象者

内航海運事業者（内航海運業法第3条に基づく登録、届出を行っている者）

3. 内容

運輸局所管の海事関係事務のうち、対面形式での相談が望ましいものについて、タブレット端末やPC等のビデオ通話により対応するもの

【活用例】

- ・複数人で相談を行いたいが、運輸局に行く時間が無い
- ・資料共有しながら相談を行いたいが、資料の持ち出しが難しい等

4. 実施方法

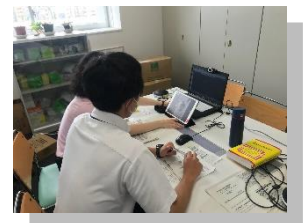
Step1 四国運輸局指定の宛先にメールで申込み

Step2 担当者 と事業者間で事前調整（相談日程、内容等）

Step3 後日、本局の関係課職員がビデオ通話により相談受け

※内容によっては電話での対応に変更することがあります。

※セキュリティの関係から、申込み先を事業者宛に別途周知します。



【お問い合わせ先】

四国運輸局総務部総務課 〒760-0019 高松市サンポート3番33号

TEL: 087-802-6715 担当：木下、松本